

消 防 計 画

*注 この消防計画はあくまでも作成例です。各防火対象物の実状に合わない内容や語句がある場合には、削除、訂正又は追加してください。

なお、テナントビル等の管理権原が分かれている場合は、管理権原の及ぶ範囲を明確に定め記入してください。

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、(事業所名)における防火管理業務について、必要な事項を定めて、火災、震災その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画書は、(事業所名)に勤務(居住)し、出入りするすべての者に適用する。

2 防火管理業務に従事する者(委託を受けて当該業務に従事する者を含む。)は、この計画の定めるところにより管理権原者、防火管理者、防火責任者、自衛消防隊長の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施しなければならない。

(管理権原者の責任等)

第3条 管理権原者は、(事業所名)の防火管理業務について、すべての責任を持たなければならない。

2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせなければならない。

3 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成または変更する場合、必要な指示を与えなければならない。

4 管理権原者は、防火上の建築物構造の不備や消防設備等の不備・欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

(防火管理者の権限及び業務)

第4条 防火管理者は、この計画について的一切の権限を有するとともに、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の作成または変更
- (2) 消火、通報及び避難誘導等の訓練の実施
- (3) 従業員等に対する防災教育の実施

- (4) 建築物及び消防用設備等の点検・整備時の立会い
- (5) 改修工事など工事中の立会い及び安全計画の策定
- (6) 火気使用、取扱いの指示、監督
- (7) 収容人員の適正管理
- (8) 防火責任者及び火元責任者に対する指導、監督
- (9) 管理権原者への提案や報告
- (10) その他防火管理上必要な業務

(消防機関への届出及び連絡等)

第5条 防火管理者は、次の業務について消防機関への報告、届出及び連絡を行うものとする。

- (1) 消防計画の提出（変更の都度）
- (2) 建物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡及び法令に基づく諸手続き
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告
- (4) 消火、通報及び避難訓練を実施するときの事前通報
- (5) 教育訓練指導の要請
- (6) その他法令に基づく報告及び防火管理について必要な事項

(委託状況等)

第6条 防火管理上必要な業務の一部委託に係る受託者の氏名及び住所並びに当該受託者の行う防火管理上必要な業務の範囲及び方法は別記様式1のとおりとする。

(防火管理維持台帳の記録・保管)

第7条 管理権原者は、消防機関などへの報告又は届出した書類及び防火管理業務に必要な書類等を本計画とともに取りまとめ、防火管理維持台帳を作成し、整備、保管しておくものとする。

第2章 予防管理対策

(予防管理組織等)

第8条 日常の火災予防及び地震等の災害時の出火防止を図るため、防火管理者の補佐として防火責任者を選任し、各階又は区域ごとに火元責任者を別表第1のとおり編成する。

(火災予防上の遵守事項)

第9条 火災予防のためすべての者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用設備等は、使用する前及び使用後に必ず点検し安全を確認する。
- (2) 火気使用設備器具等の周囲は、常に整理整頓をしておくこと。
- (3) 退室時には、灰皿、吸殻の後始末を完全にすること。
- (4) 廊下、階段、通路、出入口等その他避難のために使用する施設には、避難の障害となる設備

を設けたり、物品を置いたりしないこと。また、避難口等に設ける戸は容易に解錠し開放できるようにしておくこと。

(5) 防火戸等は、常時閉鎖できるように機能を有効に保持し、閉鎖の妨げになる物品を置かないこと。また、近くには延焼拡大の要因となる可燃物は置かないこと。

(6) 敷地内で工事を行う者は、火気管理等について防火管理者に指示を受けて行うこと。

(建築物等の自主点検)

第10条 建物、火気使用設備器具、消防用設備等について、自主検査票に基づき次の区分により自主点検を実施するものとし、結果を記録しなければならない。

点検対象		実施月日	検査対象	実施月日
建築物	通路・階段等	1日1回以上	火気使用設備	毎日終業時
	防火区画等	1日1回以上	喫煙所等の管理	1日1回以上
消防用設備等		1日1回以上	危険物施設等	1日1回以上

(消防用設備等の法定点検)

第11条 防火対象物の関係者は、その防火対象物に設置されている消防用設備等の機能を維持管理するために、下表により法定点検を実施しなければならない。

消防用設備等	点検実施年月日		
	機器点検		総合点検
消火器	月 日	月 日	
誘導灯及び誘導標識	月 日	月 日	
自動火災報知設備	月 日		月 日
	月 日		月 日
	月 日		月 日

(点検結果の記録及び報告)

第12条 建築施設及び消防用設備等の自主点検又は法定点検は、点検結果を維持台帳に記録し、保管しなければならない。

2 自主点検又は法定点検をしたものは、その結果を防火管理者に報告し、防火管理者は管理権原者に報告しなければならない。

3 防火対象物の関係者は、消防用設備等の法定点検の結果を（ 1年・3年 ）に1回、消防署長に報告しなければならない。

(不備・欠陥等の整備)

第13条 防火管理者は、建物及び消防用設備等に不備・欠陥事項があるときは、その旨を管理権原者に報告し、早急に改善等を図るものとする。

2 防火管理者は、不備・欠陥事項の改修及び予算措置に時間がかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改修計画を策定しなければならない。

第3章 自衛消防活動対策

(自衛消防組織の任務分担)

第14条 火災等の災害が発生したときに被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を設置する。

2 自衛消防隊の編成及び主たる任務は、別表第2のとおりとする。

(自衛消防活動)

第15条 自衛消防隊長は、自衛消防隊の機能が有効に発揮できるように統括し、また、消防隊との連携を密にしなければならない。

2 火災等が発生したときは、前条に定める任務分担に基づき積極的に行動しなければならない。

第4章 震災対策

(地震災害の予防措置)

第16条 地震時の災害発生を予防するため、第2章に定めるほか次のことを行うものとする。

(1) 建物及び付随施設に陳列、設置されている物件等の倒壊、転倒、落下の恐れの有無などの点検。

(2) 火気使用設備器具等の転倒、落下の防止及び自動消火装置、燃料等の自動停止装置等についての作動状況の点検。

(3) 危険物類の転倒、落下、浸水等による発火防止の措置。

2 各火元責任者は、被害を生ずるに至らない地震の場合であっても、地震後の建物、火気使用設備器具等の点検、検査を行い安全であることを確認すること。

(備蓄品)

第17条 地震に備え、下表に掲げる品目を指定場所に備蓄しておくものとする。

備蓄品一覧表 (例)

備蓄品目	備蓄場所
・飲料水 ・非常用食料 ・医薬品 ・携帯ラジオ ・懐中電灯 ・防寒具 など	事務室

(地震時の活動)

第18条 地震時の活動は、第3章のほか次によるものとする。

- (1) 各火元責任者は、当直勤務者を指揮し各器具等により出火防止の措置を講ずる。
- (2) 防火管理者は、一般入場者への必要な指示を与え、混乱防止の措置を講ずる。

(日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震注意情報発表時の対策)

第19条 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震注意情報の発表を知った従業員は、直ちに防火管理者等に報告する。

- 2 報告を受けた防火管理者等は、テレビ、ラジオ等を通じて情報確認のうえ、各自衛消防隊員等に対し、速やかに警戒宣言が発令された場合の措置、任務分担等必要な事項を伝達指示するものとする。
- 3 従業員及び建物入場者に対し、放送設備等により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震注意情報及び交通機関停止等その他の情報について伝達し帰宅を促すものとする。
- 4 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震注意情報時若しくは、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言発令時の自衛消防活動に係る人員にあっては、必要最低限の人員確保を図った後、予め定めた計画に基づき従業員の時差退社を行う。

(警戒宣言発令時の対応策)

第20条 大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合、原則として営業を中止し、入場者等が混乱しないで退場できるようにする。

- 2 別表第2に定める自衛消防隊は、次の活動を行う。

(1) 情報収集・伝達

通報連絡班は、次のことを行う。

- ア テレビ、ラジオ等により情報の収集を行う。
- イ 従業員等に対し、警戒宣言が発令された旨の情報伝達を行う。
- ウ 混乱防止を図るため、必要な情報は店内にいる入場者等に知らせる。
なお、入場者等への情報伝達は、各階に避難誘導班を配置させた後に行う。

(2) 応急対策

消火班は、次のことを行う。

- ア 火気を使用する設備・器具の使用は原則として禁止するものとし、やむを得ない場合は、最小限とするとともに、監視人を置く等の措置を行うものとする。
- イ 窓ガラス等の破損、散乱防止措置を行う。
- ウ 照明器具、ロッカー、書類棚、OA機器、物品等の転倒・落下防止措置を行う。
- エ 非常持出品の準備を行う。

(3) 安全誘導

避難誘導班は、次のことを行う。

- ア 避難通路の確保、非常口の開放を行う。

イ 避難誘導班は、入場者等が混乱しないで退場できるように誘導する。

- 3 営業時間外に警戒宣言が発令された場合は、建物に残っている者が同条第2項第2号に定める応急対策を行う。
- 4 従業員等が休業日、休暇、退社後に警戒宣言の発令を知ったときは、原則として自宅待機とする。

第5章 防災教育及び訓練

(防災教育の実施)

第21条 防火管理者は、次のとおり防災教育を行うものとする。

- (1) 全員に対する教育は、年2回以上実施するものとする。
 - (2) 新任職員に対する教育は、採用時期に行うものとする。
- 2 防災教育の内容は、次によるものとする。
- (1) 消防計画の周知徹底
 - (2) 火災予防上の遵守事項
 - (3) 防火・防災管理上の各係員の任務及び責任の周知徹底
 - (4) 震災対策に関する事項
 - (5) その他火災予防上必要な事項

(訓練)

第22条 防火管理者は、次により消防訓練を行うものとする。

- (1) 建物に設置されている消防用設備等を活用し、通報、消火、避難誘導を連携して行う「総合訓練」を()月に実施する。
 - (2) 通報、消火、避難誘導の個々の訓練を行う「部分訓練」を()月に実施する。
 - (3) 消防活動に使用する設備・器具等の取扱訓練などの基礎訓練、机上で行う図上訓練は随時実施する。
- 2 防火管理者は、前項の「総合訓練」、「部分訓練」を行う場合「自衛消防訓練通知書」により、事前に消防署長に通報、届出するものとする。

(震災訓練)

第23条 震災訓練については、前条の「総合訓練」のうち年1回を大規模地震想定での訓練とする。

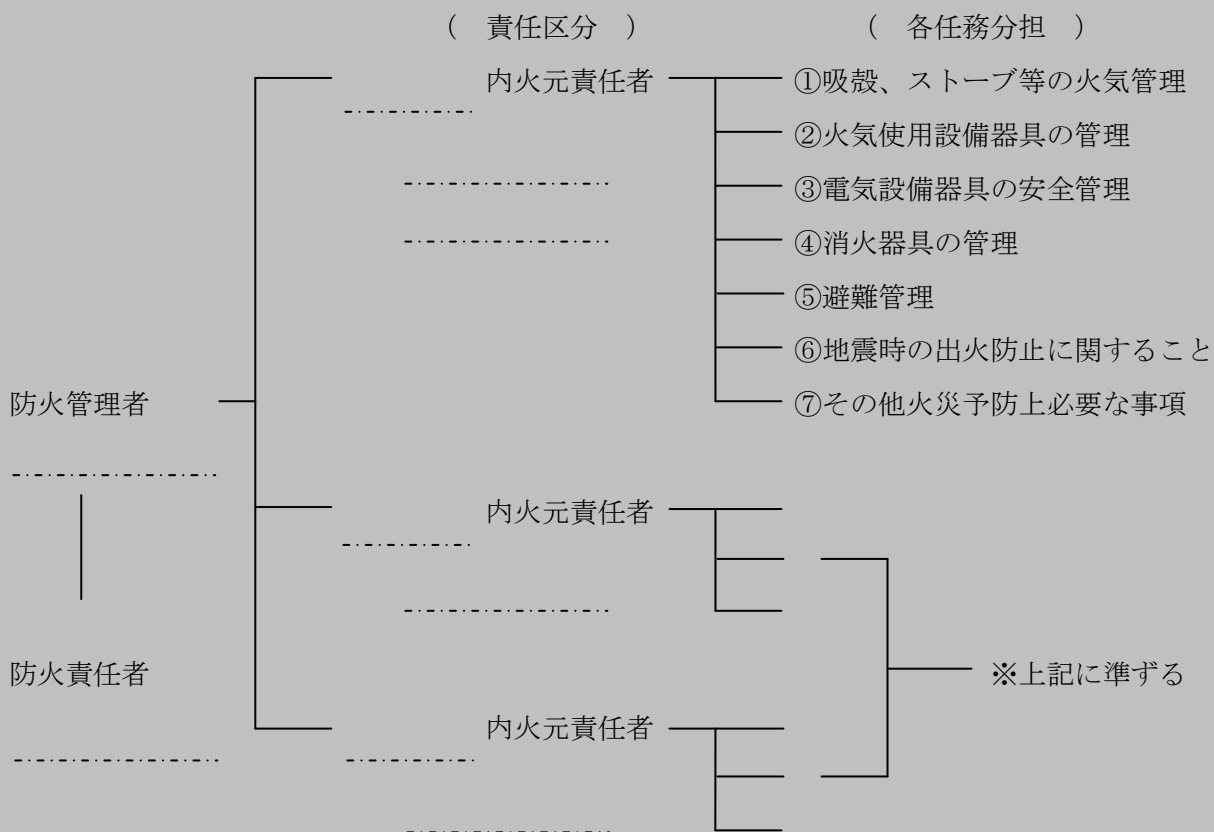
- 2 従業員等は消防署、町内会等で行う防火・防災訓練にすすんで参加するものとする。

附 則

この消防計画書は、平成 年 月 日から施行する。

平成 年 月 日一部改正

別表第1



別表第2

